

休館期間の延長について

この度、茨城県独自の「非常事態宣言」の期間が延長されることになりました。

このことを踏まえ、下記のとおり休館の期間を延長いたします。

なお、休館延長期間に利用を予定されていた団体の使用料の還付については、後日該当する団体へ個別にご連絡いたします。

利用者のみなさまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解ご協力をお願い申し上げます。

休館期間

令和3年8月18日(水) ~ 9月26日(日)

※状況により変更になる場合があります。

【問い合わせ】 みらい平コミュニティセンター 0297-38-7240 R3.9.10 掲示